別表気象庁の部測候所の項中「業務課長」を「業務・危機管理官」に改める。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「原子力安全技術総括官」を削る。

別表会計検査院の部事務総局の項中「監察官」を「監察官　人事専門官」に、「経済産業統括検査室長」を「経済産業統括検査室長　法人財務検査室長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十七年二月二十八日」を「平成二十七年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。